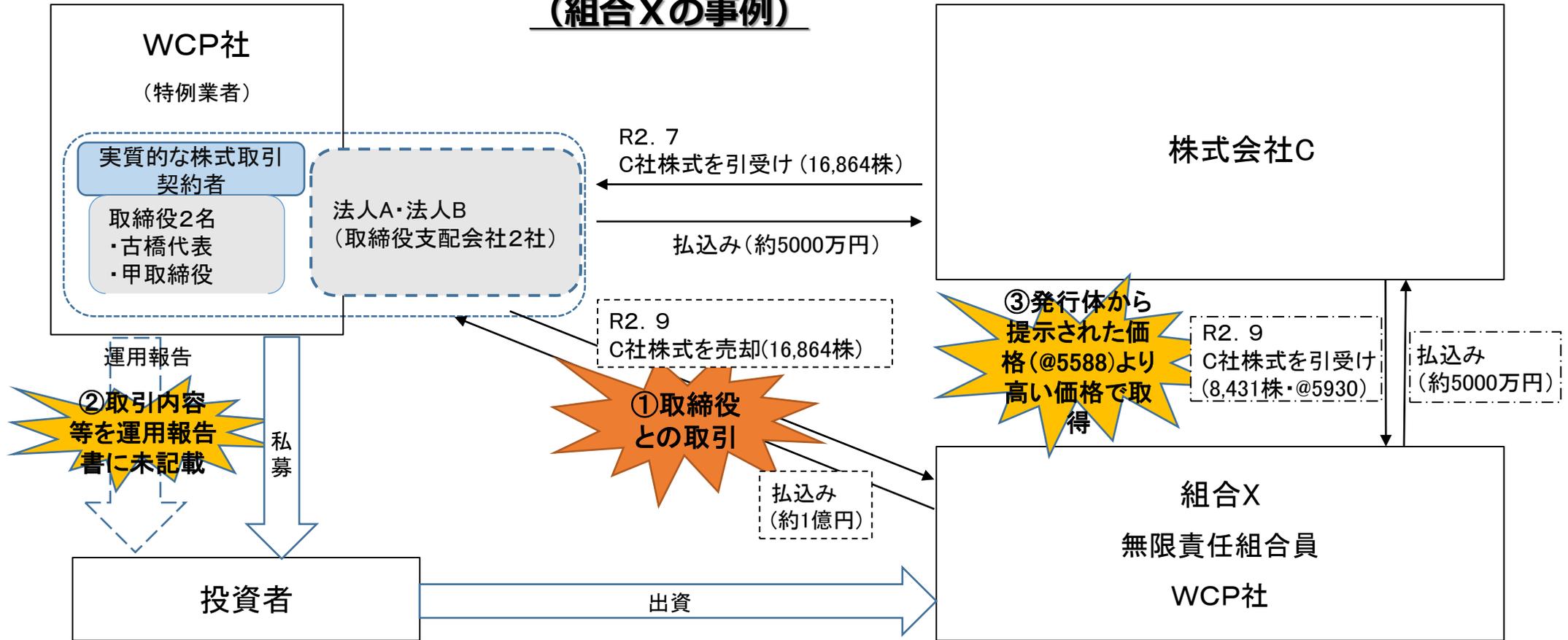


本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている

(組合Xの事例)



- ① 投資者の同意を得ることなくファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行っている状況
取締役2名と取締役支配会社2社が実質的に同一であり、当社はファンドと当社取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行っていると認められる。
 - ② 本件取引の内容について、投資者に交付する運用報告書に記載すべき事項を記載していない状況
 - ③ 投資対象株式の発行会社から提示された価格よりも高い価格で当該株式を取得している状況
- ⇒ これらの状況は、投資者のために忠実に投資運用業を行っていないと認められる。

(組合Yの事例)

